Ｒ８.４.１　札幌建設管理部

令和８年度
簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の改正について
【一般土木】

令和８年度に札幌建設管理部で実施する簡易型総合評価落札方式における技術評価項目を以下のとおり改正する。

【令和８年度改正概要等】

○「施工計画審査タイプⅠ型　評価項目」の「簡易な施工計画」について、「工事技術的難易度ランクがⅡ以下かつ品質管理に係る技術的所見の設定がない工事」の配点・小計を追加

○「地域精通度」について、評価基準及び適用の文言を修正

○「地域貢献度」について、評価基準及び適用の文言を修正

○「技術者の追加配置」について、評価対象及び評価基準の資格種類を拡充

○「高年齢者継続雇用」について、確認書類を変更

○「地域技能士の活用」について、施工計画審査タイプⅠ型（専門工事タイプを含む）の配点の見直し及び施工計画審査タイプⅡ型（技術力重視型を含む）・施工実績審査タイプ（追加資格活用を含む）の評価項目を廃止

○「地域企業の活用」について、履行書類の名称を修正

○「その他（円滑な事業執行への貢献）」について、札幌建設管理部発注の重点工事の「工事の種類」及び「ポイント」を改正

○「主任（監理）技術者の継続教育」の特例措置を継続

○「地域での選択項目（地域の安全・安心貢献度）」の「緊急時の応急措置の実績」の配点を追加

○ 実施日：令和８年４月１日公告より適用

令和８年度　施工計画審査タイプⅠ型　評価項目 【札幌建設管理部】

令和８年４月１日以降の公告より適用

表E

技術評価項目		評価基準			評価点	施工計画審査 タイプⅠ型 配点	施工計画審査 タイプⅠ型 小計	施工計画審査 タイプⅠ型（専門工事タイプ） 配点	施工計画審査 タイプⅠ型（専門工事タイプ） 適用
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点				5.00	(10.00) 15.00	配点は左記のとおり	○
	②品質管理に係わる技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点				（ － ） 5.00			
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点				5.00			
企業の施工能力等	工事施行成績	建設管理部発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	ランク			7.50	8.50	配点は左記のとおり	○
			93点≦　平均点		7.50				
			91点≦　平均点　＜ 93点		7.00				
			89点≦　平均点　＜ 91点		6.50				
			87点≦　平均点　＜ 89点		6.00				
			85点≦　平均点　＜ 87点		5.50				
			83点≦　平均点　＜ 85点		5.00				
			81点≦　平均点　＜ 83点		4.50				
			79点≦　平均点　＜ 81点		4.00				
			77点≦　平均点　＜ 79点		3.50				
			平均点　＜ 77点		3.00				
	北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部で年１回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰（入札参加資格ごと）、道新技術・新製品開発賞			0.50	0.50			○
		なし			0.00				
	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得			0.50	0.50			○
		上記以外			0.00				
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士			1.00	1.00	2.00	配点は左記のとおり	○
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士			0.75				
		有資格期間10年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士			0.50				
		有資格期間5年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士			0.25				
		上記以外			0.00				
	主任（監理）技術者の継続教育（別表１２）	CPDの証明あり（評価単位以上取得）			0.50	0.50			○
		なし			0.00				
	主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部内の兼任工事を重複評価しない）			0.50	0.50			○
		なし			0.00				
担い手の育成・確保	技術者の追加配置（別表３）	一級土木(建設機械)施工管理技士・二級土木(建設機械)施工管理技士・一級土木(建設機械)施工管理技士補の追加配置あり			0.50	0.50	2.75		0.50
		なし			0.00				
	地域での選択項目	項目数は３項目以上、配点に応じて適宜設定				2.50		2.50	
		技術職員の育成・確保	①又は②の大きい方	①若年技術職員の育成・確保	・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者（35歳未満）が1%以上（直近の経営事項審査の「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による）	0.50	0.50	配点は左記のとおり	○
					・上記該当なし	0.00			
				②技術職員総数の確保	・技術職員の総数が、同数以上（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較）	0.50			
					・技術職員の総数の減少数が、1～２人、又は減少率が４%以下（※１）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較）	0.25			
					・技術職員の総数の減少数が、３人、又は減少率が６%以下（※１）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較）	0.10			
					・上記該当なし	0.00			
		新規の雇用（別表４）	①新規の雇用あり（札幌建設管理部で年１回適用）			0.50	0.50	配点は左記のとおり	○
			なし			0.00			
		労働環境改善（別表５） 雇用環境への取組	雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰　②通年雇用　③奨学金に関する支援の取組）			0.25	0.25		○
			なし			0.00	0.00		
		仕事と家庭の両立支援の取組	仕事と家庭の両立支援の取組あり			－	－		－
			なし			－	－		－
		高年齢者継続雇用（別表５）	高年齢者継続雇用の取組あり			0.25	0.25		○
			なし			0.00	0.00		
		女性の活躍支援（別表５）	女性の活躍支援の取組あり			0.25	0.25		
			なし			0.00	0.00		
		地域技能士の活用（別表５）	計画あり			0.25	0.25		▲
			なし			0.00	0.00		
		地域独自設定項目 人材育成への取組（別表１５）	人材育成（技術者の育成）の取組あり			0.25	0.25		○
			なし			0.00	0.00		
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	災害時の協力等	災害協定あり			0.25	0.25	配点は左記のとおり	▲
			なし			0.00			
		地域での選択項目	項目数は、２項目以上、配点に応じて適宜設定			3.00		3.00	
		緊急時の応急措置の実績（別表１７）	過去１年間に実績あり			0.25			▲
			なし			0.00			
		公共土木施設の維持管理の実績	過去5年間に実績あり　※施工計画審査タイプⅠは適用除外			－			－
			なし			－			
	地域経済への波及	地域企業の活用 ※地域の実情に応じて、適用1,2を選択	適用１ 地域内企業の活用比率（別表６）	20%以上		1.50			▲
				10%以上20%未満		0.75			
				10%未満		0.00			
			適用２ 地域内企業の活用計画	あり		－			－
				なし		－			
		地域資材の活用（別表７）	計画あり			0.25			▲
			なし			0.00			
	地域社会貢献	多様な雇用への貢献（別表８）	いずれかに該当有り（①障がい者の就労支援 ②協力雇用主制度			0.25	3.50	配点は左記のとおり	○
			なし			0.00			
		環境対策の認定制度等（別表８）	登録又は認証あり			0.50			○
			なし			0.00			
	その他	地域独自設定項目	地域貢献活動(道内)（別表９）	あり		0.50			○
				なし		0.00			
			円滑な事業執行への貢献	前年度(令和７年度)の当該建設管理部での対象工事の施工実績により獲得(保有)した申請する累計ポイント	当年度(令和８年度)の総合評価落札方式における加点(１申請当たり)				
				2.00以上の場合	2.00	－			－
				1.75以上2.00未満の場合	1.75				
				1.50以上1.75未満の場合	1.50				
				1.25以上1.50未満の場合	1.25				
				1.00以上1.25未満の場合	1.00				
				0.75以上1.00未満の場合	0.75				
				0.50以上0.75未満の場合	0.50				
				0.50未満の場合	0.25				
				実績なし	0.00				
地域建設業経営環境評価		評価比率＜０．２５			2.00	－		－	
		０．２５≦評価比率＜０．５０			1.70				
		０．５０≦評価比率＜０．７５			1.40				
		０．７５≦評価比率＜１．００			1.10				
		１．００≦評価比率＜１．２５			0.80				
		１．２５≦評価比率＜１．５０			0.50				
		１．５０≦評価比率			0.00				
計（満点）						(26.75) 31.75		採用項目の合計	

減点項目	評価基準	配点
過去6か月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00

※　専門工事タイプの標準評価項目については、工事内容に応じて施工計画審査タイプ又は施工実績審査タイプの標準評価項目を準用する。
　札幌建設管理部の適用は、施工計画審査タイプⅠ型のうち、鋼橋の架設、ボステンPC橋、法面処理、杭基礎（ニューマチックケーソン等）等の専門性の高い工事については、工事の種類・規模や地域の実情等に応じて、
　適宜、評価項目を設定することとし、各工事毎の公告において、「▲」の評価項目の配点等を明示したうえで実施する。
※　札幌建設管理部における共同企業体の取り扱いは、各構成員の評価点の平均点とする。（技術評価項目のうち「北海道建設部工事等優秀者表彰」「建設管理部工事優良企業表彰」「新規の雇用」　は除く）
※　「地域建設業経営環境評価」について、２・３月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成予定の工事を分子から除外して算出する。
※　工事技術的難易度ランクがⅡ以下かつ品質管理に係る技術的所見の設定がない工事は、「①工程管理に係わる技術的所見」、「③施工上の対処すべき技術的所見」の２項目とすることができる。

※1　減少数＝(直近の前の技術職員の総数)－(直近の技術職員の総数)
　　減少率＝(減少数)／(直近の前の技術職員の総数)×１００%　（小数点以下は切捨）

令和８年度　施工計画審査タイプⅡ型、施工実績審査タイプ　評価項目 【札幌建設管理部】

令和８年４月１日以降の公告より適用

表E

技術評価項目		評価基準		評価点	施工計画審査 タイプⅡ型 配点	施工計画審査 タイプⅡ型 小計	施工計画審査 タイプⅡ型（技術力重視型） 配点	施工計画審査 タイプⅡ型（技術力重視型） 小計	施工実績審査 タイプ 配点	施工実績審査 タイプ 小計	施工実績審査 タイプ（追加資格活用） 配点	施工実績審査 タイプ（追加資格活用） 小計
簡易な施工計画	①工程管理に係わる技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点			5.00	10.00 2項目指定	5.00	10.00 2項目指定	–		–	
	②品質管理に係わる技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点			5.00		5.00					
	③施工上の対処すべき技術的所見	配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点			5.00		5.00					
企業の施工能力等	工事施行成績	建設管理部発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	ランク		7.75	10.75	7.75	10.75	7.75	10.75	7.75	10.75
			97点≦　平均点	7.75								
			95点≦　平均点　＜97点	7.60								
			93点≦　平均点　＜95点	7.50								
			91点≦　平均点　＜93点	7.00								
			89点≦　平均点　＜91点	6.50								
			87点≦　平均点　＜89点	6.00								
			85点≦　平均点　＜87点	5.50								
			83点≦　平均点　＜85点	5.00								
			81点≦　平均点　＜83点	4.50								
			79点≦　平均点　＜81点	4.00								
			77点≦　平均点　＜79点	3.50								
			平均点　＜77点	3.00								
	北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（各建設管理部で年１回適用）　※道建設部工事等優秀者表彰（入札参加資格ごと）、道新技術・新製品開発賞		0.50	0.50		0.50		0.50		0.50	
		なし		0.00								
	建設管理部工事優良企業表彰（別表１３）	過去2年間に表彰あり（受賞した建設管理部で年１回適用）		0.50	0.50		0.50		0.50		0.50	
		なし		0.00								
	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得		0.50	0.50		0.50		0.50		0.50	
		上記以外		0.00								
	地域精通度（施工実績）（別表１）	過去１５年間の工事箇所と同じ地域での施工実績		1.50	1.50		1.50		1.50		1.50	
				1.00								
				0.50								
				0.00								
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士		1.00	1.00	2.00	1.00	2.00	1.00	2.00	1.00	2.25
		一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士		0.75								
		有資格期間10年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士		0.50								
		有資格期間5年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士		0.25								
		上記以外		0.00								
	工事に適用される追加資格（別表１１）	工事に適用される追加資格		0.25							0.25	
		なし		0.00							0.00	
	主任（監理）技術者の継続教育（別表１２）	CPDの証明あり（評価単位以上取得）		0.50	0.50		0.50		0.50		0.50	
		なし		0.00								
	主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部内の兼任工事を重複評価しない）		0.50	0.50		0.50		0.50		0.50	
		なし		0.00								
担い手の育成・確保	技術者の追加配置（別表３）	一級土木(建設機械)施工管理技士・二級土木(建設機械)施工管理技士・一級土木(建設機械)施工管理技士補の追加配置あり		0.50	0.50	2.75	0.50	2.75	0.50	2.75	0.50	2.75
		なし		0.00								
	地域での選択項目	項目数は３項目以上、配点に応じて適宜設定			2.50		2.50		2.50		2.50	
		技術職員の育成・確保	①又は②の大きい方	①若年技術職員の育成・確保　・技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者（35歳未満）が1%以上（直近の経営事項審査の「若手の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による）	0.50		0.50		0.50		0.50	
				・上記該当なし	0.00							
				②技術職員総数の確保　・技術職員の総数が、同数以上（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較）	0.50							
				・技術職員の総数の減少数が、1～2人、又は減少率が4%以下（※1）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較）	0.25							
				・技術職員の総数の減少数が、3人、又は減少率が6%以下（※1）（直近とその前の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較）	0.10							
				・上記該当なし	0.00							
		新規の雇用（別表４）	①新規の雇用あり（札幌建設管理部で年１回適用）		0.50	0.50	0.50		0.50		0.50	
			なし		0.00							
		労働環境改善（別表５） 雇用環境への取組	雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰―②通年雇用　③奨学金に関する支援の取組）		0.25	0.25	0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00	0.00	0.00		0.00		0.00	
		仕事と家庭の両立支援の取組	仕事と家庭の両立支援の取組あり		–	–	–		–		–	
			なし		–	–	–		–		–	
		高年齢者継続雇用（別表５）	高年齢者継続雇用の取組あり		0.25	0.25	0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00	0.00	0.00		0.00		0.00	
		女性の活躍支援（別表５）	女性の活躍支援の取組あり		0.25	0.25	0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00	0.00	0.00		0.00		0.00	
		地域技能士の活用	計画あり		–	–	–		–		–	
			なし		–	–	–		–		–	
		ICT活用の取組（別表１４）	前年度の「ＩＣＴ活用工事モデル工事」の完了実績２工事以上		0.25	0.25	0.25		0.25		0.25	
			前年度の「ＩＣＴ活用工事モデル工事」の完了実績１工事		0.20							
			なし		0.00							
		地域独自設定項目 人材育成への取組（別表１５）	人材育成（技術者の育成）の取組あり		0.25	0.25	0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00							
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度 地域での選択項目	主たる営業所の所在地（別表２）	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所　★適用４区分 1:建管内　2:振興局内　3:出張所管内　4:市町村管内		1.00	4.25	1.00	4.25	1.00	4.25	1.00	4.25
					0.50							
					0.00							
		災害時の協力等	災害協定あり		0.25		0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00							
		地域での選択項目	項目数は、２項目以上、配点に応じて適宜設定		3.00		3.00		3.00		3.00	
		緊急時の応急措置の実績（別表１７）	過去１年間に実績あり		0.25		0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00		0.00		0.00		0.00	
		公共土木施設の維持管理の実績（別表１６）	過去5年間に実績あり　※施工計画審査タイプⅠは適用除外		0.25		0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00		0.00		0.00		0.00	
	地域経済への波及	地域企業の活用　※地域の実情に応じて、適用1,2を選択	適用１ 地域内企業の活用比率	20%以上	–		–		–		–	
				10%以上20%未満	–		–		–		–	
				10%未満	–		–		–		–	
			適用２ 地域内企業の活用計画	あり	–		–		–		–	
				なし	–		–		–		–	
		地域資材の活用（別表７）	計画あり		0.25		0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00		0.00		0.00		0.00	
	地域社会貢献	多様な雇用への貢献（別表８）	いずれかに該当有り（①障がい者の就労支援 ②協力雇用主制度		0.25		0.25		0.25		0.25	
			なし		0.00		0.00		0.00		0.00	
		環境対策の認定制度等	登録又は認証あり		–		–		–		–	
			なし		–		–		–		–	
	その他	地域独自設定項目	地域貢献活動(道内)	あり	–		–		–		–	
				なし	–		–		–		–	
			円滑な事業執行への貢献（別表１０）	前年度(令和７年度)の当該建設管理部での対象工事の施工実績により獲得(保有)した申請する累計ポイント ／ 当年度(令和８年度)の総合評価落札方式における加点(１申請当たり)								
				2.00以上の場合	2.00		2.00		2.00		2.00	
				1.75以上2.00未満の場合	1.75							
				1.50以上1.75未満の場合	1.50							
				1.25以上1.50未満の場合	1.25							
				1.00以上1.25未満の場合	1.00							
				0.75以上1.00未満の場合	0.75							
				0.50以上0.75未満の場合	0.50							
				0.50未満の場合	0.25							
				実績なし	0.00							
地域建設業経営環境評価			評価比率＜０．２５		2.00	2.00	–	–	2.00	2.00	2.00	2.00
			０．２５≦評価比率＜０．５０		1.70							
			０．５０≦評価比率＜０．７５		1.40							
			０．７５≦評価比率＜１．００		1.10							
			１．００≦評価比率＜１．２５		0.80							
			１．２５≦評価比率＜１．５０		0.50							
			１．５０≦評価比率		0.00							
計（満点）					31.75		29.75		21.75		22.00	

減点項目	評価基準	配点
過去6か月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00

※　札幌建設管理部では、担い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域独自設定項目は、上表のとおりとする。
※　技術力重視型の標準評価項目については、工事内容に応じて施工計画審査タイプⅡ型の標準評価項目から地域建設業経営環境を除くものとする。
　　札幌建設管理部の適用は、施工計画審査タイプⅡ型及び施工実績審査タイプのうち、特に技術力が重要と認められる工事等を各工事毎の公告において、明示したうえで実施する。
※　札幌建設管理部における共同企業体の取り扱いは、各構成員の評価点の平均点とする。（技術評価項目のうち「北海道建設部工事等優秀者表彰」「建設管理部工事優良企業表彰」「新規の雇用」　は除く）
※　「地域建設業経営環境評価」について、２・３月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成予定の工事を分子から除外して算出する。

※1　減少数＝(直近の前の技術職員の総数)－(直近の技術職員の総数)
　　減少率＝(減少数)／(直近の前の技術職員の総数)×１００％　(小数点以下は切捨)

別表 1　地域精通度

技術評価項目		評　価　基　準		配点	適用
地域精通度	過去１５年間の工事箇所と同じ地区での施工実績	適用１	札幌建設管理部管内	1.50	適宜
			上記に隣接する建設管理部管内（小樽・室蘭・旭川・留萌）	1.00	
			道内	0.50	
			なし	0.00	
		適用２	工事箇所が存する振興局等（石狩または空知）管内	1.50	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・道内
			札幌建設管理部管内	1.00	
			道内	0.50	
			なし	0.00	
		適用３－１（工事箇所が空知総合振興局管内	札幌建設管理部出張所管内	1.50	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・石狩＋空知 ・空知
			空知総合振興局管内	1.00	
			札幌建設管理部管内	0.50	
			なし	0.00	
		適用３－２（工事箇所が石狩振興局管内（札幌市を除く））	札幌建設管理部出張所管内	1.50	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・石狩＋空知 ・石狩
			石狩振興局管内	1.00	
			札幌建設管理部管内	0.50	
			なし	0.00	
		適用４（工事箇所が札幌市）	札幌市内	1.50	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・石狩＋空知 ・石狩
			石狩振興局管内	1.00	
			札幌建設管理部管内	0.50	
			なし	0.00	

※　事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、
札幌市内の工事は札幌市内の施工実績を満点（1.5）とする評価基準とした。

別表　２　地域貢献度

技術評価項目		評　価　基　準		配点	適用
地域貢献度	主たる営業所の所在地	適用１	札幌建設管理部管内	1.00	適宜
			上記に隣接する建設管理部管内（小樽・室蘭・旭川・留萌）	0.50	
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00	
		適用２	工事箇所が存する振興局等（石狩または空知）管内	1.00	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・道内
			札幌建設管理部管内	0.50	
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内（道内）	0.00	
		適用３－１ （工事箇所が空知総合振興局管内）	札幌建設管理部出張所管内	1.00	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・石狩＋空知 ・空知
			空知総合振興局管内	0.50	
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内（札幌建設管理部）	0.00	
		適用３－２ （工事箇所が石狩振興局管内（札幌市を除く））	札幌建設管理部出張所管内	1.00	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・石狩＋空知 ・石狩
			石狩振興局管内	0.50	
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内（札幌建設管理部）	0.00	
		適用４ （工事箇所が札幌市）	札幌市内	1.00	○タイプ ・施工計画Ⅱ型 施工実績 ○地域要件 ・石狩＋空知 ・石狩
			石狩振興局管内	0.50	
			札幌建設管理部管内	0.00	

※　事業課は札幌市内の会社数が特に多く、これら市内の会社の受注機会を確保するため、
札幌市内の工事は札幌市内の営業所所在を満点（1.0）とする評価基準とした。

別表 3　技術者の追加配置

技術評価項目	留意事項等
技術者の追加配置	【評価対象】 ・技術、技能の承継を図るため一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士補、一級建設機械施工技士補の資格を有し、他工事の主任（監理）技術者となっていない者を、当該工事の主任（監理）技術者に加えて配置した場合に評価する。 【評価基準】 ・求める資格の種類は、一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士補、一級建設機械施工技士補とするが、工種に応じて設定できる。 （ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ P71「Ⅳ-３　参考資料」別表ア　参照） 【その他】 (ｱ) 追加配置予定技術者の兼任配置を認める場合の評価の扱いについては、同一市町村の範囲内とする。 (ｲ) 技術評価項目申請書には追加配置予定技術者を１名記載すること。なお、追加配置技術者は、申請された者の他にも複数名配置できる。また、追加配置技術者の変更は可能であるが、変更後の追加配置技術者は評価基準を満たすこと。

別表 4　新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	【評価対象】 ・評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 (ｱ)　過去５年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業・修了した者を（卒業・修了年度を含む４か年度以内）雇用した企業。 (ｲ)　過去５年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 なお、(ｱ)と(ｲ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。 ・令和８年４月１日時点で３か月を超える継続雇用関係にある者とする。 (継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)とする。) ・年齢制限は設けない。 【評価期間】 過去５年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、５年前の４月１日から前年度の3月３１日までの期間。(公告日が令和８年度の場合、令和３年４月 １日から令和８年 3月３１日までの期間） 【評価基準】 (ｱ)札幌建設管理部において年１回の落札まで、申請ができる。 （年１回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、１回限りとする。） （公告日が令和８年度の場合、令和８年４月１日～令和９年３月３１日の公告工事で１回限り） (ｲ)ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅲ－３－２－２（２）工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする（P28(2)ウ（イ）（ウ）参照）

別表 5 地域での選択項目

技術評価項目	留意事項等
雇用環境への取組	【評価対象】 評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。 （ア）道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用優良事業所表彰を過去３年間に受けた企業。 （イ）令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。 （ウ） 若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還、又は学生等内定者への奨学金給付の支援に取り組む企業。 ・奨学金返還の支援（代理返還等）、又は奨学金の支給（給付団体への出資を含む）を行っている、又は行う規定を設けている企業。 ・道内市町村の奨学金返還支援制度の認定(登録)がある企業。 ・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のホームページにおいて企業の奨学金返還支援(代理返還)制度に登載されている企業。 【評価期間等】 ・（ア）における過去３年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、３年前の４月１日から前年度の3月３１日までの期間に受賞した表彰として設定する。 （公告日が令和８年度の場合、令和５年４月１日から令和８年３月３１日の期間とする。） ・（ウ）当該年度において、企業のホームページの掲載、求人票、社内規約、及びその他企業の支援があることを確認できる書類（写し）の提出があった企業。 （添付書類で会社名が確認できないものは評価しない。）
仕事と家庭の両立支援の取組	【評価対象】 ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、次のいずれかの企業を評価対象とする。 （認定期間や計画期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等両立」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。 ・「北海道あったかファミリー応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。 ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。

高年齢者継続雇用	【評価対象】 次のいずれかの企業を評価対象とする。 ①令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。 ②前年度の４月１日時点において、満６５歳以上の高年齢者を雇用しており、当該年度の４月１日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。 （公告日が令和８年度の場合、令和７年４月１日時点において、満６５歳以上の高年齢者を雇用しており、令和８年４月１日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和７年４月１日が満６５歳の誕生日の人を令和７年４月１日に雇用し、令和８年４月１日まで雇用した場合は評価対象となる。） また、評価対象の高年齢者は、下記の(ア)から(ウ)のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。 (ア)雇用期間の定めのない労働者。 (イ)一定期間（１か月、６か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(ア)と同一の状態にあると認められる者。 (ウ)日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上(ア)と同様の状態にあると認められる者。 【その他】 ・入札参加者には、下記の(ア)～(ウ)のいずれかの書類の提出を求める。 (ア)資格確認書の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。 (イ)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。 (ウ)雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。
女性の活躍支援	【評価対象】 ・次のいずれかの企業を評価対象とする。 ・令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。 ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出のあった企業。（認定期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。（認定期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。（計画期間の終了日が公告日以降のものを有効）

地域の技能士等の活用	【評価対象】 ・札幌建設管理部管内に居住する技能士・基幹技能者又は登録基幹技能者を１名以上活用する計画を評価対象とする。 ・評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしないが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものを評価対象とする。 【履行確認】 ・当該工事施工中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、1名以上の技能士・基幹技能者又は登録基幹技能者の本人確認と作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付するものとする。ただし立会時に技能士が作業していないなど監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができる。

〈高年齢者継続雇用の評価の考え方〉

・公告日が令和８年度の場合、令和７年４月１日時点において、満６５歳以上の高年齢者を雇用しており、令和８年４月１日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和７年４月１日が満６５歳の誕生日の人を令和７年４月１日に雇用し、令和８年４月１日まで雇用した場合は評価対象となる。

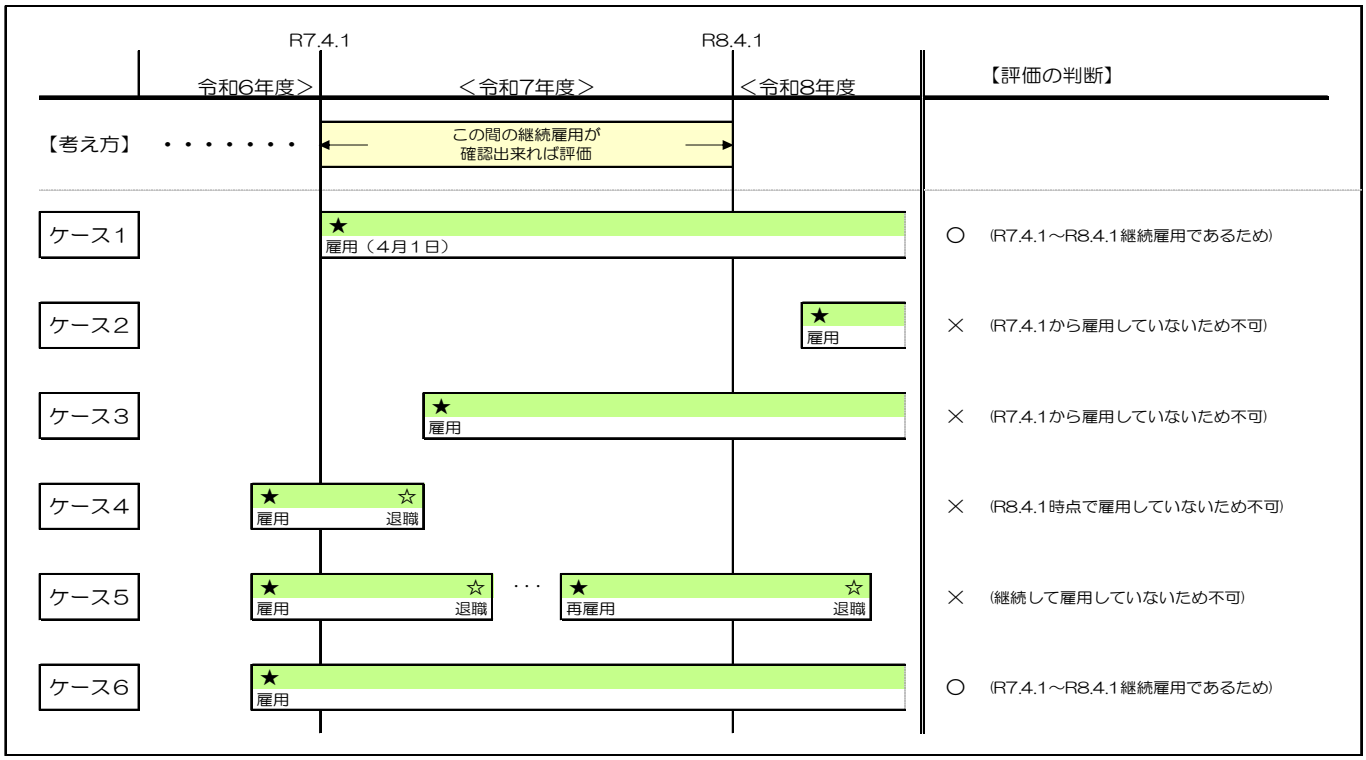

別表 ６　地域での選択項目（地域経済への波及）

技術評価項目	留意事項等
地域企業の活用	適用１：地域内企業の活用比率 【評価対象】 ・請負額に対する、元請及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合（活用比率）を評価対象とする。 ・地域内企業とは、札幌建設管理部管内に「主たる営業所」が存する企業とする。 【評価基準】 ・入札参加者から提出の「地域内企業活用比率」（様式-7-2）により評価する。 ・「地域内企業活用比率」は、次式により算出する。 $$地域内企業活用比率(\%) = \left[\frac{(自社施工額+一次下請施工額)のうち地域内企業施工額}{請負額(予定)}\right] \times 100$$ （小数点以下切り捨て） 自社施工額　　：請負費のうち一次下請施工額以外の金額（税込） 一次下請施工額：元請（自社）から一次下請企業への支払金額（税込） 請負額　　：入札金額（税込） 注）　元請が地域内企業及び地域外企業で構成される共同企業体である場合には、自社施工額を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち地域内企業である構成員の施工額を、自社施工額のうち地域内企業施工額とする。 【その他】 ・「主たる営業所」は、ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ Ⅲ－３－２－５（１）主たる営業所の所在地標準評価項目のアと同様の扱いとする。（ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ P41（１）ア参照） 【履行確認】 履行確認は、上記算定式により「地域内企業活用比率」を計算し確認する。 ・　地域内企業の一次下請施工額は、該当する施工体制台帳により確認する。 ・　自社施工額は、最終契約額（税込）から、一次下請施工額（総額）を差し引いて確認する。なお、共同企業体の場合は、上記【評価基準】注）と同様の扱いとする。

別表７　地域での選択項目（地域経済への波及）

技術評価項目	留意事項等
地域資材の活用	【評価対象】 ・施工場所の(総合)振興局管内における工事資材（(総合)振興局管内で調達する工事資材）の調達計画を評価対象とする。 なお、(総合)振興局管内における工事資材の調達金額が、工事予定入札額の５％以上となる計画を評価対象とする。 【履行確認】 ・当該工事完了時に、領収書又は発注伝票などにより計画内容の履行状況を確認する。

別表８　地域での選択項目（地域社会貢献）

技術評価項目	留意事項等
多様な雇用への取組	【評価対象】 ・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。 ・令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業、又は北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。 （北海道働き方改革推進認定制度の認定期間の終了日が公告日以降のものを有効とする。） ・保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 （登録先の保護観察所長が発行する証明書の提出のあった企業。ただし、当該年度において協力雇用主として登録していることを証するものであること。）
環境対策の認定制度等	【評価対象】 ・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。 ・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、北海道環境マネジメントシステムスタンダード（ＨＥＳ）、エコアクション２１（ＥＡ２１）とする。 ・ 認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。

別表９　地域での選択項目（その他）

技術評価項目	留意事項等
その他 （地域貢献活動）	【評価対象】 ・地域貢献活動は、「地域イベントの企画と実施及び参加、除雪ボランティア、地域の美化活動など」を対象とする。 ・過去に下記評価期間の活動に関する北海道、市町村及び学校等からの表彰・感謝状を受けていること又は実施内容が確認できることとする。 （表彰・感謝状・実績内容については継続が確認出来れば過去３年間にこだわらない） ・寄付・寄贈は評価対象外とする。 【評価期間】 ・過去３年間の道内での実績を対象とする。

別表１０　地域での選択項目（その他）

<table>
<tr><th>技術評価項目</th><th>留意事項等</th></tr>
<tr><td>その他
（円滑な事業執行への貢献）</td><td>
【「円滑な事業執行への貢献」の評価方法】
　円滑な事業執行への貢献度の評価では、札幌建設管理部発注の当該工事の受注者は、工事の完成年度（令和８年度）の翌年度（令和９年度）の総合評価落札方式の入札において、下記のとおり、札幌建設管理部が指定した重点工事を受注した工事種類により獲得したポイントの累計に応じて申請できる。
※当該工事に係る①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な瑕疵による修補（損害賠償）請求を受けた場合、①②③の通知日（請求日）以降は、当該工事におけるポイントは無効とする。
　なお、施工計画審査タイプⅠ型については、全道枠の工事のため適用しない。
◯当年度（令和８年４月１日以降公告の工事）の工事で獲得できるポイントは、下記のとおり。
<table>
<tr><th colspan="2">札幌建設管理部発注の重点工事
（以下の工事で入札公告時等に指定する工事）</th></tr>
<tr><th>工事の種類</th><th>ポイント</th></tr>
<tr><td>長寿命化工事</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td>災害復旧工事</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td>高度な技術力を必要とする工事</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>自然環境に配慮する工事</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>僻地工事</td><td>0.50</td></tr>
<tr><td>点在型工事</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>その他指定する工事
（緊急工事や発注時期に制限があり、確実な実施が必要と判断される工事などの重要と判断した工事）</td><td>0.25
又は
0.50</td></tr>
</table>
※共同企業体の場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できる。

〇ポイントによる次年度（令和９年４月１日以降の告示の工事）の総合評価落札方式での加点は、下記を予定している。
<table>
<tr><th>獲得(保有）した申請する
累計ポイント</th><th>総合評価落札方式
における加点</th></tr>
<tr><td>２．００以上の場合</td><td>２．００点</td></tr>
<tr><td>１．７５以上２．００未満の場合</td><td>１．７５点</td></tr>
<tr><td>１．５０以上１．７５未満の場合</td><td>１．５０点</td></tr>
<tr><td>１．２５以上１．５０未満の場合</td><td>１．２５点</td></tr>
<tr><td>１．００以上１．２５未満の場合</td><td>１．００点</td></tr>
<tr><td>０．７５以上１．００未満の場合</td><td>０．７５点</td></tr>
<tr><td>０．５０以上０．７５未満の場合</td><td>０．５０点</td></tr>
<tr><td>０．５０未満の場合</td><td>０．２５点</td></tr>
</table>
※申請できる累計ポイントは1件の入札で2.00Pまでで、落札するまで申請できる。
例、保有ポイント1.00Pで申請0.75Pし、落札した場合、残ポイント0.25Pを次回に申請できる。

※保有しているポイントは、落札まで申請できる。
　ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者になった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、残点を評価点とする。
　なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。
　また、同一入札日で複数申請している工事のうち、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。
※入札参加者自らが申請したポイントを評価するので、申請ポイントに基づく加点しかされない。（例、累計１．００ポイント保有していても０．５ポイントの申請の場合、０．５点しか加点されない。）

※その他の事項については、「札幌建設管理部　総合評価方式の運用について」を参照
</td></tr>
</table>

別表 １１　工事に適用される追加資格

<table>
<tr><th>技術評価項目</th><th>留意事項等</th></tr>
<tr><td>工事に適用される追加資格</td><td>【資格の種類】
<table>
<tr><th>工事の種類</th><th>資格の種類</th></tr>
<tr><td>舗装工事</td><td>一級舗装施工管理技術者</td></tr>
<tr><td>地すべり防止工事</td><td>地すべり防止工事士</td></tr>
<tr><td>漁港工事</td><td>水産工学士（水産土木部門）</td></tr>
<tr><td>PC工事</td><td>プレストレストコンクリート技士（PC技士）</td></tr>
<tr><td>植生工事</td><td>一級植生施工管理技士</td></tr>
<tr><td>海上工事</td><td>海上工事施工管理技術者</td></tr>
<tr><td>空港工事</td><td>空港工事施工管理技術者</td></tr>
<tr><td>法面保護工</td><td>のり面施工管理技術者</td></tr>
<tr><td>グランドアンカー工</td><td>グランドアンカー施工士</td></tr>
<tr><td>鋼橋上部工事　等</td><td>溶接管理技術者</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

別表 １２　主任（監理）技術者の継続教育

<table>
<tr><th>技術評価項目</th><th>留意事項等</th></tr>
<tr><td>CPDの証明あり（評価単位以上取得）</td><td>【評価対象の種類】
・評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th rowspan="2">団体名</th><th colspan="5">評価単位</th></tr>
<tr><th>１年間
(R7.4.1～
R8.3.31)</th><th>２年間
(R6.4.1～
R8.3.31)</th><th>３年間
(R5.4.1～
R8.3.31)</th><th>４年間
(R4.4.1～
R8.3.31)</th><th>５年間
(R3.4.1～
R8.3.31)</th></tr>
<tr><td>(一社)全国土木施工管理技士会連合会</td><td>20　ユニット
以上</td><td>40　ユニット
以上</td><td>60　ユニット
以上</td><td>70　ユニット
以上</td><td>80　ユニット
以上</td></tr>
<tr><td>(公社)土木学会</td><td>50　単位
以上</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>(公社)日本技術士会</td><td>50　CPD時間
以上</td><td>－</td><td>150　CPD時間
以上</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
【評価基準】
(ア)配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。
(イ)評価する単位は上表のとおりとする。
(ウ)評価単位の１年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。
（公告日が令和８年度の場合、令和８年３月３１日迄の１年間とする。）
(エ)評価単位の２年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。
（２年間の場合、前々年度及び前年度の２年間）
※継続教育取得単位緩和の特例措置</td></tr>
</table>

別表１３　企業の施工能力

技術評価項目	留意事項等
建設管理部工事優良企業表彰	【評価対象】 過去２年間の札幌建設管理部工事優良企業表彰（舗装工事を除く）を評価する。 【評価期間】 過去２年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、２年前の４月１日から前年度の３月３１日までの期間 （公告日が令和８年度の場合、令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの期間） 【評価基準】 ・札幌建設管理部において年１回適用（落札するまで）できる。 （年１回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、１回限りとする。） （公告日が令和８年度の場合、令和８年４月１日から令和９年３月３１日の公告工事で１回限り） ・ガイドライン Ⅲ－３－２－２（２）工事等優秀者表彰標準項目の「ウ評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする。（P28（２）ウ参照）

別表１４　地域での選択項目

<table>
<tr><th>技術評価項目</th><th>留意事項等</th></tr>
<tr><td>ICT活用の取組</td><td>
【評価対象】
・過去１年間に札幌建設管理部で「ＩＣＴ活用モデル工事」を受注し取組を行って令和７年度中に完成した実績がある場合に評価対象とする。
（当該工事と同じ入札参加資格の種類の実績を評価対象とする。）
・施工計画審査タイプⅠ型には、適用しない。

【評価期間】
・令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に完成した、札幌建設管理部発注の「ＩＣＴ活用モデル工事」
（令和６年度発注工事の繰越(受注者の責めのない)工事等を令和７年度に完成した工事を含む）

【評価基準】
<table>
<tr><th>評価基準</th><th>評価点</th></tr>
<tr><td>前年度の「ＩＣＴ活用モデル工事」の完了実績２工事以上</td><td>0.25</td></tr>
<tr><td>前年度の「ＩＣＴ活用モデル工事」の完了実績１工事</td><td>0.20</td></tr>
<tr><td>前年度の「ＩＣＴ活用モデル工事」の完了実績なし</td><td>0.00</td></tr>
</table>
※ 評価点は札幌建設管理部において工事を落札まで申請できる。
ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、当該工事の次以降の申請済み工事の当該項目の評価は、残点を評価点とする。
なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとする。
また、同一入札日で複数申請している工事のうち、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断する。

【申請例】
・評価点０．２５点の場合
評価点を分割して申請できる。（０．１０点、０．１５点及び０．２５点）
評価点を申請し、受注した場合は減算される。
０．１０点申請し、受注した場合、残りの評価点は０．１５点になります。
（次回以降申請できる評価点（０．１０点及び０．１５点））
・評価点０．２０点の場合
評価点を分割して申請できる。（０．１０点、０．１０点及び０．２０点）
０．１０点申請し、受注した場合、残りの評価点は０.１０点になります。
</td></tr>
</table>

別表１５　地域での選択項目（その他）

技術評価項目	留意事項等
その他 （人材育成への取組）	【評価対象】 ・令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」の審査において評価された企業。 ※（技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした企業） ・北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」と同等の取組を行った実績のある企業。 【評価期間】 令和７年４月１日から当該年申請直近までの実績とする。 【その他】 実施内容が客観的に判断できる資料の写しを提出すること。 （開催案内、領収書など）

別表１６　地域での選択項目（地域の安全・安心貢献度）

技術評価項目	留意事項等
公共土木施設の維持管理の実績 （※建設管理部との実績のみ評価する ※施工計画審査タイプⅠ型は対象外）	【評価対象】 ・当該建設管理部との道路又は河川等の公共土木施設維持管理業務・維持補修業務・除雪業務等の契約実績を評価対象とする。 【評価期間】 ・委託業務については、過去５年間にわたる実績を評価する。 ・過去５年間は当該年度の前年度から起算するものとし、５年前の４月１日から前年度の３月３１日までの期間に契約を締結した工事・業務の実績として設定する。 （公告日が令和８年度の場合、令和３年４月１日～令和８年３月３１日の期間とする。） 【評価基準】 ・公共土木施設の維持管理は、過去5年間に毎年実施した場合の実績を評価する。 ・施工計画審査タイプⅠ型については、全道枠の工事のため適用しない。 【その他】 ・入札参加者には、実施内容及び実施時期について客観的に判断できる資料（契約書の写しなど）の提出を求める。

別表１７　地域での選択項目（地域の安全・安心貢献度）

技術評価項目	留意事項等
緊急時の応急措置の実績	【評価対象】 ・当該建設管理部との道路又は河川等の緊急時の応急措置の実績を評価対象とする。 【評価期間】 ・過去１年間の実績を評価する。 ・過去１年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、１年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間に契約を締結した札幌建設管理部発注工事の実績として設定する。 （公告日が令和８年度の場合、令和７年４月１日～令和８年３月３１日の期間とする。） 【評価基準】 ・緊急時の応急措置は、過去１年間に1回以上実績がある場合に評価する。 ・緊急時の応急措置とは、災害時の応急工事、災害・事故等による緊急工事、点検等の緊急委託等をいう。 ・札幌建設管理部において、年１回適用（落札するまで）できる。 （年１回とは、当該年度において入札公告を行う工事に対し、１回限りとする。） （公告日が令和８年度の場合、令和８年４月１日から令和９年３月３１日の公告工事で１回限り。） ・ガイドライン Ⅲ－３－２－２（２）工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ評価基準（イ）（ウ）」と同様の扱いとする。（P28（２）ウ参照） 【その他】 ・入札参加者には、実施内容及び実施時期について客観的に判断できる資料（契約書の写しなど）の提出を求める。

札幌建設管理部　令和８年度総合評価落札方式の運用について

１．地域貢献度のJVにおける別表２の適用３、３－２の取り扱いについて

○ 「入札参加資格の要件に設定した地域範囲が道内本社うち１社が石狩・空知」（JV要件)となっている場合の札幌建設管理部の管外に本社がある構成員の配点について

・別表2（地域貢献度－主たる営業所所在地）の適用3，3－2の評価基準により評価するが、札幌建設管理部の管外の本社は、該当する項目がないが配点は「０．００」とする。

２．「円滑な事業執行への貢献」の取り扱いについて【令和８年度適用】

◯ 札幌建設管理部発注の重点工事を受注し、令和７年度に完成させた場合。

・札幌建設管理部が令和７年４月１日以降の公告で指定した「重点工事」で、令和７年度内に完成させたものについて、獲得したポイントに応じて申請できる。

(繰越等で令和８年度に完成させた場合は翌年度(令和９年度)に申請できる。)

・獲得したポイントの保有している累計ポイントの内数で分割して申請できる。
　なお、落札まで申請できる。また、落札後、次回以降の工事に申請できる累計ポイントは、保有していた累計ポイントから落札した累計ポイントを減算した累計ポイントが使用できる。

・「共同企業体」で受注した場合、全ての構成員が指定したポイントを獲得できる。

・獲得した累計ポイントは、「単体」および「共同企業体」で「申請」できる。

・「共同企業体」で「申請」する場合は、構成員のいずれか１社にポイントがあれば「申請」できる。

・なお、複数の構成員にポイントがある場合は、各構成員の単純平均を申請ポイントとする。
（小数第３位を切り捨て２位止めとする。）

【例】

受注者	獲得ポイント
AB（JV） 長寿命化工事受注（0.50P）	A（0.50P獲得） B（0.50P獲得）
C（単体） 僻地工事受注（0.25P）	C（0.25P獲得）
A（単体） 災害復旧工事受注（0.50P）	A（0.50P獲得）
D 重点工事の受注なし	D（Pなし）

申請者	保有する累計ポイント	申請する累計ポイント	申請ポイント	落札後次回以降に申請できる累計ポイント
AC(JV)	A（1.00P） C（0.25P）	A（0.75P） C（0.25P）	(0.75+0.25)/2 =0.50P	A(0.25P) C(0.00P)
BD(JV)	B（0.50P） D（0.00P）	B（0.50P） D（0.00P）	(0.50+0.00)/2 =0.25P	B(0.00P) D(0.00P)
A(単体)	A（1.00P）	A（0.50P）	0.50P	A(0.50P)